

開発行為許可申請書・開発行為変更許可申請書提出書類一覧

図書の名称	明示すべき事項	縮尺 (様式)	備考	新規許可申請書				変更許可申請書				根拠法令
				正本			副本	正本			副本	
				自己 居住用	自己 業務用	自己用 以外		自己 居住用	自己 業務用	自己用 以外		
開発行為 許可申請書		規則 (別記様式第二)		○	○	○	○	—	—	—	—	・規則第16条第1項
開発行為変更 許可申請書		市細則 (第6号様式)		—	—	—	—	○	○	○	○	・市細則第3条
設計説明書	・設計の方針・開発区域（開発区域を工区に分けた場合は、開発区域及び工区）内の土地の状況・土地利用計画・公共施設の整備計画（公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む）	市細則 (第3号様式)		×	○	○	×	×	○	○	×	・規則第16条第2項・第3項 ・市細則第2条第2項
開発区域位置図	・開発区域の位置・主要道路・主要交通機関の名称及びそれらからの経路・排水先の河川への系路・学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000 以上	地形図であること。	○	○	○	×	×	×	×	×	・規則第17条第1項第1号 ・同条第2項
開発区域区域図	・方位・地形・開発区域の区域（境界赤枠） ・行政区域界、町又は字界、都市計画区域界 ・土地の地番及び形状	1/2,500 (1/3,000) 以上		○	○	○	×	○	○	○	×	・規則第17条第1項第2号 ・同条第3項
現況図	・方位・開発区域の境界（境界赤枠）・標高差を示す等高線・植生区分・建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状・開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、道路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状・令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木集団の位置・令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置	1/2,500 (1/3,000) 以上	1 等高線は、2mの標高差を示すものであること。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。	○	○	○	×	○	○	○	×	・規則第16条第2項・第4項
土地の公図 (字絵図)の写し	・開発区域の境界（赤枠） ・土地の地番及び形状		法務局保管の公図	○	○	○	×	○	○	○	×	・市細則第2条第1項第1号
実測図に基づく公共 施設の新旧対照図	・方位及び開発区域の境界 ・既存、新設の公共施設の位置及び対象番号 ・色別は次のとおり（新設）（既存）（廃止） ・道路 茶 赤 黄 ・水路 緑 青 空	1/500以上	既存公共施設がある場合に限る。	×	○	○	×	×	○	○	×	・市細則第2条第2項

工事施行者の能力に関する申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本) ・納税証明書(事業税及び県民税) ・建設業の許可証明書	市細則 (第2号様式)	1 工事施行者とは、開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。 2 自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。	×	○	○	×	×	○	○	×	・市細則第2条第1項第3号
工事設計者の資格に関する調査書	添付書類 ・卒業証明書 ・経歴証明書	市細則 (第5号様式)	開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。	○	○	○	×	○	○	○	×	・法第31条 ・規則第19条 ・市細則第2条第4項
開発登録簿		市細則 (第12号様式)	綴じ込まないこと。	○	○	○	×	○	○	○	×	・市細則第14条第1項
従前の許可書の写し				—	—	—	—	○	○	○	×	・市細則第2条第1項第4号
道路縦断面図	・側点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線、	1/500以上		×	○	○	○	×	○	○	○	・同上
道路横断面図	・舗装の構成及び詳細・雨水樹及び取付管の形状・道路側溝の位置、形状及び寸法・埋設管の位置・道路幅員・横断勾配	1/50以上		×	○	○	○	×	○	○	○	・同上
排水施設縦断面図	・マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	1/500以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
排水施設構造図	・構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口、泥溜)	1/50以上	20ha以上は、別に終末処理施設の図書を添付すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
防災工事計画平面図	・方位、等高線、計画道路の位置、段切位置・ヘドロ除去の位置及び深さ、防災施設の位置、形状、寸法及び名称・土砂流出防止(流土止め)計画・工事中の雨水排水系路・防災装置の時期及び期間	1/1,000以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
防災施設構造図		1/100以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
流量計算書			原則として、0.1ha以上の場合に添付すること。	○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
防火水槽構造図		1/50以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
委任状			申請の委任をした場合に限る	○	○	○	×	○	○	○	×	・同上

開発行為施行 同意書	(例)排水管を隣地に埋設する場合、造成後さらに隣地に及ぼす影響があると認められるときの隣地土地所有者の同意			○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
念書	(例)開発区域内の排水施設が開発区域外の排水施設に有効に接続できず、やむを得ず浸透式溜樹で処理するとき			○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
その他	・法第34条各号に該当することを証する書類(市街化調整区域内の開発に限る。) ・その他			○	○	○	×	○	○	○	×	・同上

- 注意
- 1 公共施設に関する同意書、協議書等該当するものがない場合は、添付する必要はありません。
 - 2 設計図には、作成者が記名、押印すること。(規則第16条第6項)
 - 3 開発区域が宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内の場合は、同法の許可申請も必要とするが、併願すなわち図面を流用して同時に申請してもよい(通達)